

西東京市生活交通改善事業計画

平成 26 年 5 月 22 日
(名 称) 西東京市地域公共交通会議

1. 生活交通改善事業計画の名称

ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

高齢者、障害者、傷病者、車いす利用者、乳幼児連れの保護者や妊婦の方など、移動に制約のある様々な方を含め誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する事により、公共交通のバリアフリー化を図り、社会参加の機会や地域の活性化を促進する事を目的とします。

また、西東京市は、路線バスやコミュニティバスが運行できない道路が多く、移動の足としてタクシーはなくてはならない公共交通であり、特に移動困難者や移動制約者の方に対するユニバーサルデザインタクシーは誰もが快適に利用できる交通環境の整備を目指す取り組みとして、導入の促進を図っていく必要性があります。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

現在市内では5社168台のタクシーが営業しており、そのうち2台のユニバーサルデザインタクシーと1台のスロープ付タクシーが導入されておりますが、市内におけるユニバーサルデザインタクシーを増やし快適な交通環境とします。

また、導入促進の仕組みづくりなどの取り組みを検討します。

平成28年度以降については、今後の動向をふまえ、計画を策定していくものとします。

平成26年度導入予定 1台

平成27年度導入予定 1台

(2) 事業の効果

ユニバーサルデザインタクシーの導入により高齢者、障害者、傷病者、車いす利用者、乳幼児連れの保護者や妊婦の方など、誰もが安全で快適に利用しやすい公共交通の実現が図られる。

なお、導入の効果をより高めるため、様々な機会や市ホームページでの掲載等を通じて、ユニバーサルデザインタクシーの周知・啓発を行っていきます。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）	
(内容) ※具体的に記載すること。 ユニバーサルデザインタクシー車両の導入 平成 26 年度（1 台）：三幸自動車株式会社 ユニバーサルデザインタクシー車両の導入 平成 27 年度（1 台）：三幸自動車株式会社	
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について) 三幸自動車株式会社：身体・知的・精神 各 1 割引	
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について) 三幸自動車株式会社：減車率 6.7%、休車率 6.7%	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
26 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサルデザイン タクシー導 入促進事業	2,564 千円	600 千円	千円	千円	1,964 千円
	100%	23.4%	%	%	76.6%
合 計	2,564 千円	600 千円	千円	千円	1,964 千円
	100%	23.4%	%	%	76.6%
※総事業費については見込み額を記載。					
27 年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサルデザイン タクシー導 入促進事業	2,564 千円	600 千円	千円	千円	1,964 千円
	100%	23.4%	%	%	76.6%
合 計	2,564 千円	600 千円	千円	千円	1,964 千円
	100%	23.4%	%	%	76.6%
※総事業費については見込み額を記載					

6. 計画期間												
事業の名称	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月

ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業	6月着手 1台 ● 3月31日完了	5月着手 1台 ● 3月31日完了	-----
----------------------	-------------------------	-------------------------	-------

7. 協議会（西東京市地域公共交通会議）の開催状況と主な議論
平成 26 年 4 月 9 日（平成 26 年度第 1 回西東京市地域公共交通会議）にて議論 平成 26 年 5 月 21 日（平成 26 年度第 2 回西東京市地域公共交通会議）にて市民意見募集（パブリックコメント）結果を踏まえ、議論及び同意。

8. 利用者等の意見の反映
平成 26 年 4 月 15 日～平成 26 年 5 月 15 日まで西東京市情報公開コーナー及び西東京市ホームページにおいてパブリックコメントを実施。

9. 協議会（西東京市地域公共交通会議）メンバーの構成員	
関係都道府県	東京都北多摩南部建設事務所長が指名する者
交通事業者 交通施設管理者等	<p>法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者</p> <p>法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者又は法第 9 条の 3 第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者</p> <p>一般社団法人東京バス協会に所属する職員</p> <p>法第 9 条第 6 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に所属する者</p> <p>関東運輸局長又は関東運輸局長が指名する者</p> <p>警視庁田無警察署長又は警視庁田無警察署長が指名する者</p>
地方運輸局	関東運輸局長又は関東運輸局長が指名する者
その他協議会が必要と認める者	<p>学識経験を有する者</p> <p>一般公募による市民</p>

【本計画に関する連絡先】

(住 所) 東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号
 (所 属) 西東京市都市整備部都市計画課
 (電 話) 042-438-4050
 (e-mail) toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

